

会議の概要

| | |
|-----------------------|---|
| 1 会議名 (審議会等名) | 令和4年度(2022年度)第3回宝塚市個人情報保護・情報公開審議会 (宝塚市個人情報保護・情報公開審議会) |
| 2 開催日時 | 令和4年(2022年)10月5日(水)午後2時から2時間程度 |
| 3 開催場所 | 宝塚市役所 3階 特別会議室 |
| 4 出席委員 | 委員5名 黒葛 裕之 委員、古賀 広志 委員、岡本 英子 委員 喜多見 みつ子 委員、吉田 弘美 委員 |
| 5 公開不可・一部不可 の場合の理由 | |
| 6 傍聴者数 | 0人 |
| 7 公開の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可 |
| 8 議題及び結果の概要 | <p>1 議題</p> <p>(1) ファイル交換システムを利用して外部の事業者等と個人情報を含むデータファイルの送受信を行うことについて(諮問)</p> <p>(2) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等について(諮問)</p> <p>(3) 委員任期の延長(令和5年3月末まで)について</p> <p>2 結果の概要</p> <p>上記(1)について、前々回の審議会にて諮問を行っており、その際、「ふるさと納税記念品送付事務」で試用的にシステムを利用し、特に問題なければ全庁的に活用していくよう意見があったことから、今回の審議会では担当課から1ヶ月弱の試用状況の報告を行った。システム利用によって安全性は向上し、トラブルは特に発生しなかったことなどを報告したところ、本運用することは妥当であると認められ、引き続き間違うことなく運用するようとの意見があった。</p> <p>上記(2)について、本市の施行条例において規定する事項の審議を行った後、宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案及び宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例案は全般的に妥当であると認められた。委員からは、条例要配慮個人情報として取り扱うLGBTに関する記述について、定義を条文上で表現するにあたっては、宝塚市男女共同参画推進条例等の関係条例の引用を行うなど再検討すべきであるとの意見があった。</p> <p>上記(3)について、現委員の任期は令和5年2月末までとなっているが、上記(2)のとおり、令和5年4月から個人情報保護制度が変更され、審議会の役割が大きく変わることから、制度変更の区切りにあわせて、現委員の任期を1ヶ月延長することは妥当であると認められた。</p> |